

総務文教常任委員会記録

令和4年3月23日

【開催日】 令和4年3月23日（木）

【開催場所】 第1、2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前1時45分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

市長	藤 田 剛 二	副市長	古 川 博 三
総務部長	川 地 諭	総務部次長兼人事課長	辻 村 征 宏
大学推進室長	大 谷 剛 士	大学推進室主査	大 坪 政 通
大学推進室主任	立 野 健 一 郎	大学推進室主任主事	尼 崎 幸 太

【事務局出席者】

局長	尾 山 邦 彦	局次長	島 津 克 則
----	---------	-----	---------

【審査内容】

- 1 山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に関する検証報告について
- 2 閉会中の調査事項について

午前10時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催します。本日の審査内容は、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る検証報告について、2、閉会中の調査事項について、3、その他

ということで進めます。では最初に、1、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る検証報告について、執行部からの説明を求めます。

大谷大学推進室長 本日は、大変貴重なお時間をお取りいただき、誠にありがとうございます。山口東京理科大学薬学部校舎建設事業につきましては、A棟の建設工事が当初予定しておりました工期内に完成しないという問題を皮切りに、その後、多くの問題が発生いたしました。このような事態を招いたことにより、市民の皆様、議会の皆様、そして、多くの関係者の皆様に多大なる御心配をお掛けいたしました。このことにつきましては、これまでも何度か議会におきましてお話をさせていただきましたが、いま一度、御迷惑と御心配をお掛けいたしましたことについておわび申し上げます。これらの問題につきましては、なぜ、このような事態となったのかを検証し、その結果を御報告することをお約束しておりました。しかし、検証を行う過程で公文書の不適切な取扱いが発覚し、司法当局に告発を行い、捜査が行われることになったこともあり、その結果が出るまで公表できなかつたこと、また、次々と新しい問題が発覚する等、なかなか検証を行える環境が整わなかつたことから、御報告が本日となりました。問題発覚から御報告までかなりの時間を要しましたことを改めておわび申し上げます。本日は、お手元にお配りいたしました検証報告書に基づきまして、御説明させていただきたいと存じます。本来、この検証報告書は1冊ののですが、御覧いただきやすいように本文の部分と巻末の資料部分を別にとじさせていただいておりますので御了承ください。なお、当該報告書の作成に時間を要し、資料の配付が委員会当日となりましたことをお許しください。また、この検証報告書におきまして、前執行部、現執行部との表現がございます。前執行部は白井前市長、現執行部は藤田現市長の体制のこととございます。検証に当たりましては、これまでの議会会議録や議会への提出資料等の関係資料に基づき、関係部署や法律の専門家の御意見をお聴きする等、公平、公正に検証を行っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。それでは、御説明させていただきます。本日、御説明いたしま

すのは四つの事案になります。検証報告書の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。第1として「A棟建設工事が当初設定した工期内に完成しなかった問題について」、第2として「薬学部増築工事における設計業者の設計ミス等に関する問題について」、第3として「危険物倉庫棟建設工事に関する問題について」、最後に、第4として「公文書の不適切な取扱いに関する問題について」の四つの事案になります。また、これからご説明いたします中で、A棟、B棟、危険物倉庫棟など、施設の名称が出てまいります。施設の配置図を巻末資料15ページの資料①にお示しをしておりますので、御参考にしていただければと存じます。それでは、初めに、第1のA棟建設工事が当初設定した工期内に完成しなかった問題について御説明いたしますので、1ページを御覧ください。まず、概要ですが、薬学部校舎A棟、現6号館になりますが、A棟の建設工事におきまして、当初設定した平成30年2月28日の工期内に完成することができませんでした。その理由は、白井前市長が「発注者である市が適正な工期を確保していないこと」を認識しながら工事を進めたためであることが、関係者等に調査した結果、明らかになりました。そして、このことに対する現執行部の対応といたしましては、たとえ口頭であっても「市長がした約束の重さ」を考慮し、「行政の継続性」を勘案する中で、「前市長の約束は履行すべき」との判断をし、議会の議決を経て契約変更を行い、平成30年5月19日まで工期の延長を行いました。なお、工期内に工事が完了しなかった原因が「発注者である市が適正な工期を確保していないこと」であったため、この履行遅滞の原因は受注者になく、受注者の責めに帰すべき事由ではないと考えられることから、公共工事請負契約約款第41条、履行遅滞の場合における損害金等の第1項の規定に該当しないと判断し、受注者に対し市は損害金の支払を請求しておりません。次に、この事案に関する問題点等として四つ掲げています。まず、一つ目の問題点といたしましては、校舎等の施設整備が伴う薬学部の設置（開学）について、施設整備の具体的な検討を行わずに設置（開学）時期を決定し、公表したことであります。これは、平成26年7月末の学校法人東京山口東京理科大学学か

らの公立化の申出から、平成26年12月の公立化及び薬学部設置の決定・発表まで、僅か5か月という非常に短い期間であったため、大学の制度や仕組み、そして、新たな学部を設置する手続等についての知識や理解が十分でないまま、一部の幹部職員の間でのみ検討が行われ、平成28年4月の公立化及び平成29年4月の薬学部設置が決定し、公表されました。しかし、その後、施設整備や教員リクルートの関係から開学時期を1年先送りした平成30年4月に変更することになり、平成27年11月に公表いたしました。開学時期の変更は受験生に大きな影響を与えることから、これ以降、再度の変更はできないとの認識になりました。さらに、薬学部の整備は、薬学部の開学後、年次的に順次、整備するという方針で当初、進められてきましたが、開学時までに全ての施設を整備するという方針に変更し、このことにより平成30年4月の薬学部開学を目指すことが決定すると同時に工期末が確定することになり、厳しい工期となる大きな原因となりました。次に、二つ目の問題点といたしましては、当初から「適正な工期が確保できていない」、「工期内完成が困難」との認識を持ちながらその事実を明らかにせず工事を進めたこととあります。工期につきましては、行政経験豊かなベテランの一級建築士を工事の責任者として成長戦略室に配置し、当該職員のこれまでの経験等から「15か月」の工期は必要とし、建設スケジュールにおいてこの工期を確保することが大原則となりました。しかし、この職員は、平成30年3月9日開催の山口東京理科大学調査特別委員会において、「今までの私の、姉歯以前の工事の感覚で15か月ということを常々申しておりますけど、いろんな諸手続から考えると、薬学部を建てること自体が10年前に立てて、設計も含め7年ぐらいの期間を掛けて工事をやるべきではなかったかと思います。平成30年4月開学だから2年半、これは無理があったと思います。」と発言しています。そして、当初はこの「15か月」の工期を確保できるよう進められてきましたが、山口東京理科大学との施設整備に係る協議に要した3か月により発注時期が遅れるとともに、文部科学省からの指摘により工期末が平成30年3月末から平成30年2月末に1か月前倒しとなり、必要と考えていた

「15か月」の工期を確保することができなくなりました。この事実は、前市長、成長戦略室長及び担当職員も認識していましたが、平成30年4月に薬学部を開学させるためには、国への設置手続を円滑に進めていかなければならないとの認識から、その事実を公表せず、「非常にタイトなスケジュールだが工期内に完成できる」との説明に終始いたしました。続いて、3ページを御覧ください。三つ目の問題点といたしましては、後任者への引き継ぎが適切に行われていなかったことであります。平成29年4月の市長選挙及び同年7月の大学推進室設置に伴う人事異動により新たな体制となりましたが、前執行部は当時の執行部、新執行部とは現執行部になりますが、現執行部に先ほど御説明いたしました「適正な工期が確保されていない」、「工期内完成が困難」との事実を引き継いでいませんでした。これにより、A棟の建設工事が工期内に完成しないという事態が発生した際、事実を知らない現執行部は対応が後手に回るとともに、適切に説明責任を果たすことができず、大きな混乱を招くことになりました。最後に、四つ目の問題点といたしましては、想定外の費用が生じたことであります。これは、A棟の建設工事が平成30年2月28日までの工期内に完成せず、同年5月19日まで工期を延長したことにより、A棟の建築主体工事、機械設備工事及び電気設備工事において追加の経費が必要となりました。さらに、附帯工事に係る費用や薬学部食堂業者への休業補償、大学が負担した教員の引っ越し費用、教員荷物の保管費用等が必要となりました。この問題に対する検証結果は、まず、工期についての経過をたどると、前執行部は「15か月」の工期が必要と説明していますが、山口東京理科大学との協議に要した3か月により発注時期が遅れたこと、そして、文部科学省からの指摘により工期末が1か月前倒しになったことにより、問題となったA棟建設工事で確保できた工期は「12か月半」となっていました。つまり、発注時点において既に必要と考えている「15か月」の工期が確保されておらず、その対応策についても見通しが立っていませんでしたが、前執行部は、グラウンド及びテニスコートを除く薬学部の施設は開学時まで完成していなければならないと認識していたことから、薬学部の認可手

続に影響がないよう、「12か月半」の工期で建設スケジュールを作成し、文部科学省からの指摘についてはその時点で具体的な対策はなく、工事を進めていく中で対応策を検討することとし、山口東京理科大学との協議に要した3か月については対応できる見込みが立ったとして、非常に厳しいスケジュールとなったが工期内に完成できると説明してまいりました。前執行部は、工期内に完成することは非常に困難との認識を持っていましたが、薬学部設置の手続を円滑に進め、平成30年4月に薬学部を開学させるためには、この事実を公にすることができないと考えたと推察されます。施設整備については、「開学後、年次的に順次、整備する」という当初の方針から「開学時までに全ての施設を整備する」という方針に180度、方針を転換しています。いずれの方針も文部科学省との協議によるものであることを議会で説明していますが、「開学時までに全ての施設を整備する」という方針は本当に正しいものであったのか、疑問があります。なぜならば、大学設置基準において大学の必置施設とされるグラウンドは、整備が終わるまでは赤崎運動広場を代替施設として使用するので、教育研究活動に支障は生じないとして、開学後の平成30年度末に整備が完了する旨の届出を行い、認められています。また、B棟以外の施設は開学時に完成しないことになりましたが、完成したB棟を使用しつつ既存の工学部の施設等を使用することにより、教育研究活動に支障がないよう対策を講じると文部科学省に届出を行い、これも認められています。以上、この問題が生じることになった最大の要因は、時間を掛けず短期間のうちに限られた一部の関係者だけで検討を行い、大学の制度や仕組みが十分に理解できない中、具体的な施設整備についての計画の検討を行わず、施設整備を伴う薬学部の開学時期を決定し、「適正な工期を確保していない」という事実関係を明らかにせず、説明責任を果たさないまま事業を進めたことにあります。このような進め方をした前執行部に責任があったと考えています。なお、工期内に完成しなかったことにより生じた諸費用につきましては、進め方によっては防ぐことができた費用もあったと考えられますが、当該工事が異例な形で進められたこと、厳しい工期の中、膨大な業務量を抱えながら

も工期内完成を目指して取り組んでいたこと、結果論となりますが、幸いにもB棟が工期内に完成し、薬学部の教育研究活動に大きな支障が生じなかったこと、また、増額となった費用の大部分については当初から必要としていた「15か月」の工期で行えば生じた費用であること等を鑑みて、求償は行わないと判断いたしました。それでは、第2、薬学部増築工事における設計業者の設計ミスに関する問題について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。概要と経過を御説明いたします。まず、概要ですが、薬学部増築工事におきましては、設計図面にありながら見積参考資料にないものや見積書の金額の転記ミス等があったことにより、各種工事において契約後に工事内容の変更に伴う工事費用の増額が何度も行われ、入札不調の事態を招く等の事態も発生いたしました。特に、C棟機械設備工事、この工事は、最終的に、給排水衛生ガス設備工事と空気調和設備工事に分けての実施となりましたが、積算誤びゅう、見積書の金額2億円を2,000万円と転記したミスによる影響は大きく、入札において適正な業者選定が行われず、入札不調が続き、請負業者の決定が大幅に遅れ、平成30年2月28日までに工事を完了することができませんでした。この影響を受け、C棟建築主体工事、電気設備工事、給排水衛生ガス設備工事、汚水処理設備工事についても工期を延長せざるを得なくなり、追加の経費が必要となりました。次に、経過ですが、平成28年2月3日に山口東京理科大学薬学部増築工事に伴う設計業務について設計業者と契約を締結いたしました。当初の工期は、平成28年12月2日までの10か月となっていました。山口東京理科大学との協議に要した3か月の影響により、設計業務の進捗に大きな支障が生じたため、平成28年11月29日に契約を変更し、工期を翌年の平成29年3月24日まで延長し、約13か月となりました。当該業務につきましては、同年3月22日に完了届が提出され、完了検査を経て、同年3月27日に成果品が市に引き渡されました。しかし、通常どおりに設計業務の完了を待ち、発注を行っていたのでは建設工事において「15か月」の工期を確保することができず、工期内に完成させることが不可能になることから、完了検査を受けていない「引渡し前におけ

る成果品」である仮成果品を使用し、発注に必要な設計図書等を作成し、入札しておりました。参考資料を作成しておりますので、16ページの資料②を御覧ください。くい工事からA棟、B棟、C棟、いずれの工事につきましても設計業務の工期末までに仮成果品を使用していることがお分かりになると思います。なお、仮成果品は、業務委託契約約款の定めにあるように、それを使用することに問題はありませんが、当該業務については設計業者の設計期間が十分に確保されておらず、設計業者において十分に内容が確認され、精査されたものではありませんでした。これに加え、入札を急ぐ市においてもこのような設計業者の状況を認識していましたが、仮成果品を受け取ってから起工の起案をするまで1週間程度しかなかったことから、仮成果品の内容について十分な確認や精査を行う時間的な余裕がありませんでした。このようなことから、その後、問題となりました設計図面にありながら見積参考資料にないものや見積書の金額の転記ミス等により、各種工事において契約後に変更工事に伴う工事費用の増額が何度も行われ、入札不調を招く等の事態も発生いたしました。次に、問題点等について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。問題点といたしましては、ただいま、経過で御説明いたしましたとおり、設計業者及び市ともに仮成果品の確認が十分に行われていないことを認識しながら発注したことであります。この問題に関しまして設計業者は、設計図面にありながら見積参考資料にない項目や数量が発生したのは、適正な設計期間が確保できず、十分な確認が行えなかったことを原因として挙げています。このことは、入札における見積参考資料に通常、記載することのない「疑義ある項目数量については、落札者と別途協議する。」との異例の一文を記載しているように、市においても設計業者において仮成果品の精査が十分に行われていないこと、そして、市自身も十分に確認できなかったことを認識していたと考えられ、それを承知した上で発注しています。この問題に対する検証結果は、設計業者と締結した業務委託契約書の業務委託契約約款第32条の定めにあるとおり、適切な手続を行えば、発注者である市は仮成果品の全部又は一部を使用することができます。ただし、薬学部増築工事

の設計業務につきましては、適正な設計期間を確保することができなかつたこと、また、それに伴い、設計業者において設計図書等の確認を十分に行うことが困難となったことを認識していた市は、仮成果品の使用に際してはより慎重に対応する必要がありました。しかし、市においても厳しいスケジュールに加え、ぜい弱な体制から、確認のために使える時間を十分に確保することが困難であったため、担当職員は、「何か出てきそうだ」との認識を持ち、設計図書の確認不足への対策として、先ほど御説明いたしました入札時の見積参考資料に異例の一文を記載しています。これまで議会におきまして、この設計に関する問題につきましては設計業者の責任のみに言及し、市の責任についてはほとんど触れてきませんでした。しかし、このような経緯を鑑みると、設計に関して生じた様々な問題につきましては、A棟建設工事の問題同様、設計に必要な適正な工期を確保していなかったこと、そして、仮成果品の確認を適切に行うことができないまま発注し、将来的に増工の可能性が多分にあることを十分に認識しながら、説明責任を果たさないまま工事を進めた市に最終的な責任があるものと考えます。このようなことから、設計に関して生じた工事費用の増額につきまして、設計業者に求償は行わないと判断いたしました。なお、設計業者は、C棟機械設備工事の積算誤びゅうにより、市から1か月間の指名停止措置を受けています。

長谷川知司委員長　ここで、説明される方の休憩のために、5分ほど休憩して、10時半から行います。

午前10時25分　休憩

午前10時30分　再開

長谷川知司委員長　では、休憩を解きまして、委員会を再開します。執行部の説明を続けてください。

大谷大学推進室長 それでは、第3、危険物倉庫棟建設工事に関する問題について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。概要及び経過について御説明いたします。まず、概要ですが、平成30年度に建設いたしました危険物倉庫棟につきましては、完成後に、建物の耐火構造が関係法令の基準を満たしておらず、計画していた指定数量10倍以下の危険物を貯蔵する危険物貯蔵所を設置できないことが判明いたしました。しかし、薬学部の教育研究活動には指定数量10倍以下の危険物を貯蔵する危険物貯蔵所が必要であることから、新たに危険物倉庫を設置しなければならない事態となり、そのための費用が必要となりました。また、この問題に付随して公文書の不適切な取扱いがあったことが発覚し、この取扱いは、虚偽公文書作成等・同行使、公用文書等毀棄に当たるとして当該工事を担当した職員を刑事告発する事態となりました。告発した結果は、不起訴処分となっています。なお、当該公文書の不適切な取扱いにつきましては、次の「第4 公文書の不適切な取扱いに関する問題について」で御説明させていただきます。次に、経過ですが、当該工事の「工事起工伺書」の起案は建築住宅課において平成30年4月16日に行われていますが、決裁の過程で上司から担当職員に耐火被覆の施工箇所が分かるよう設計図書に示すようにとの指示がありました。このため、担当職員は当該工事の設計を行った設計業者の担当者に複数回にわたり確認の連絡を取りましたが、明確な回答を得ることができなかつたとのことでした。しかし、当該工事の工期末は、C棟の工期末と同じ平成30年11月30日に設定していたことから、適正な工期を確保した中で工事を行うためには入札を急ぐ必要があり、この確認作業に多くの時間を費やすことができない状況にありました。そのため、担当職員は最終的に電話により耐火被覆の施工箇所の確認を行い、設計業者が作成した設計図書に耐火被覆の施工箇所を追記し、決裁を取りました。参考資料を作成しておりますので、17ページの資料③を御覧ください。上段の変更前の図面は設計業者が作成した図面で、下段の変更後が担当者の耐火被覆の施工箇所等を追加で記載した図面になります。この結果、追記図面に示された箇所に耐火被覆の工事が行われましたが、その耐火

被覆の施工箇所は、危険物を貯蔵する部分以外も耐火構造となっていない
なければならないという関係法令で定める基準を満たしていませんでした。
担当職員は、このことに平成30年10月頃に気付きましたが、その事
実を建築住宅課の上司や大学推進室に報告せず、耐火構造の基準を満た
さないまま平成30年11月30日に工事を完成させました。前後いた
しますが、危険物倉庫棟につきましては、貯蔵する危険物の数量等が決
まらなかったことにより、建築確認申請においては、「危険物倉庫」で
はなく「倉庫」として届出を行い、発注後、時期を見て変更手続を行う
こととしていました。このため、平成30年11月20日に「危険物倉
庫」への計画変更確認申請書を提出しましたが、平成31年1月15日
に計画変更申請を担当していた設計業者より担当職員へ、小野田消防署
から完成した危険物倉庫棟は関係法令で定める耐火構造の基準を満たし
ていないとの指摘があったとの報告があり、翌16日に担当職員と大学
推進室職員で小野田消防署に行き、この耐火構造では関係法令の基準を
満たしておらず、計画していた指定数量10倍以下の危険物を貯蔵する
危険物倉庫としては使用できないことを確認いたしました。これにより、
平成31年1月17日に小野田消防署に提出していた「危険物貯蔵所設
置許可申請書」を取り下げる届出を、翌18日に建築確認検査機関に提
出していた「計画変更確認申請書」を取り下げる届出を行いました。次
に、問題点等につきまして御説明いたしますので、7ページを御覧くだ
さい。なお、公文書の不適切な取扱いにつきましては、次の第4の項目
で御説明させていただきます。問題点として五つ掲げています。まず、
一つ目の問題点といたしましては、建築確認申請手続を異例な形で行っ
たことがあります。ただいま御説明いたしましたとおり、この問題の背
景として、建築確認申請を「危険物倉庫」ではなく「倉庫」として届出
を行っておりました。このため、当該施設は、建築確認検査機関におい
て「危険物倉庫」として審査されておりませんでした。次に、二つ目の
問題点といたしましては、関係法令を遵守しなかったことがあります。
担当職員からの耐火被覆の施工箇所に係る質問に対して明確な回答をし
なかつた設計業者の対応は誠に遺憾なものがありますが、担当職員は、

設計業者が作成した設計図書の一部を変更しようとするときは、建築士法の規定どおりに設計業者に追記図面に間違いがないかを確認し、間違いがなければ設計図書に追記する旨の承諾を求める必要がありましたが、これらの行為を行っていませんでした。三つ目の問題点といたしましては、上司が関係法令及び決裁文書を十分に確認していなかったことがあります。平成30年4月16日の「工事起工伺書」の起案に対して、上司は、耐火被覆の施工箇所について確認するよう担当職員に指示をしました。これを受けて、担当職員は、設計業者に耐火被覆の施工箇所を確認し、追記図面を作成いたしました。その施工箇所は間違っていました。指示をした上司はこの追記図面のまま決裁をしています。上司は追記図面をどのように確認し、その内容が関係法令に適合していると判断し、決裁したのか分かりませんが、決裁の過程でその誤りに気付いていればこの事態を防ぐことができたかもしれません。四つ目の問題点といたしましては、誤りに気づいたときに報告しなかったことがあります。担当職員は、完成前に耐火被覆の施工箇所が誤っていることに気付きましたが、その事実を建築住宅課の上司や大学推進室に報告せず、耐火構造の基準を満たさないまま工事を完成させました。最後に、五つ目の問題点といたしましては、想定外の費用が生じたことがあります。概要でも御説明いたしましたが、完成した危険物倉庫棟が関係法令に定める耐火構造の基準を満たしていなかったことから新たに危険物倉庫を設置しなければならなくなりました。このため、本来、生じることのなかった新たな危険物倉庫を設置するための設計費用や工事費用が必要となりました。この問題に対する検証結果について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。危険物倉庫棟建設工事は、平成30年4月に「工事起工伺書」を起案した際、担当職員は上司の指示により、耐火被覆の施工箇所を設計図書に図示するため、当該図書を作成した設計業者に確認し、追記図面を作成しましたが、結果的に、この追記図面の施工箇所は間違っていました。しかし、上司から追記図面について指摘等はなく、担当職員はその内容で決裁を取り、当該工事を進めています。この事態を招いた原因としては、担当職員のミスとそれに気付いた際の対応が要

因の一つであることに間違いありませんが、追記図面の作成を指示した上司及び最終的に決裁をした上司が関係法令や起案文書の内容をしっかりと確認せず、決裁したことが決定的な要因になったと考えます。また、担当職員が、耐火被覆の施工箇所の間違いに気付いた際に、上司又は大学推進室に相談していれば、一人で悩まず、組織として対応することができましたが、当時、担当職員は、職場の環境を上司等に相談しにくい環境と感じており、そのような職場環境であったこともこのような事態を招く要因の一つになったと考えられます。このようなことから、この事態を招いた責任につきましても、担当職員もその責任を免れるものではありませんが、上司が起案文書の確認や関係法令等の確認を十分に行わずに決裁したこと、つまり、決裁権者としての役割を果たしていなかったことが大きな原因であると考えられることから、最終的には組織の責任であると判断いたしました。なお、新たな危険物倉庫棟を建設するために費用が生じたことにつきましては、ただいま御説明いたしましたように、起案文書等の確認が十分に行われていませんでしたが、その決裁手続は適切に行われていたこと、また、A棟建設工事における工期が問題となったことから、薬学部増築工事に対する工期内完成厳守への強いプレッシャーがあったこと、相談しにくい職場環境があったこと、業務多忙の状況にあったこと、加えて成長戦略室及び大学推進室において異例な建築確認申請手続が行われていたこと等、考慮すべき事情があることを勘案し、職員に求償は行わないと判断いたしました。それでは、最後の事案となります。第4、公文書の不適切な取扱いに関する問題について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。まず、概要ですが、危険物倉庫棟建設工事及び汚水処理設備工事におきまして、公文書の不適切な取扱いがあったことが令和元年の夏に発覚したことから、市は、虚偽公文書作成等・同行使、公用文書等毀棄に当たるとして、令和2年6月に刑事告発いたしました。なお、この告発につきましては、令和3年10月に不起訴処分となっております。しかし、公文書の不適切な取扱いはこの2件にとどまらず、くい工事、A棟建築主体工事、B棟建築主体工事及びC棟建築主体工事においても行われていたことが発

覚いたしました。さらに、危険物倉庫棟建設工事につきましては、刑事告発後、再度、同様の行為が行われたことが発覚いたしました。加えて、山陽小野田市情報公開条例に基づく公文書公開が適切に運用されていない実態があったことも明らかになりました。公文書の不適切な取扱いが確認されました工事及び発見した時期につきましては、(1)から(7)にお示ししているとおりでございます。令和元年7月に危険物倉庫棟建設工事、翌8月に汚水処理設備工事、令和2年6月に危険物倉庫棟建設工事、これは2回目の不適切な取扱いになります。同年8月にA棟建築主体工事、同年10月にC棟建築主体工事、令和3年11月にくい工事とB棟建築主体工事となっております。それでは、具体的にどのような不適切な取扱いが行われたかにつきましては、巻末資料18ページの資料④から29ページの資料⑬にその具体例をお示ししておりますので、御覧ください。18ページの資料④は危険物倉庫棟建設工事に関するもの、19ページの資料⑤及び20ページの資料⑥は汚水処理設備工事に関するもの、21ページの資料⑦は危険物倉庫棟建設工事の再度の書き換え等に関するもの、22ページの資料⑧及び23ページの資料⑨はA棟建築主体工事に関するもの、24ページの資料⑩及び25ページの資料⑪はC棟建築主体工事に関するもの、26ページの資料⑫はくい工事に関するもの、27ページの資料⑬はB棟建築主体工事に関するものになります。続きまして、問題点等ですが、(1)から(6)の六つを挙げております。一つ目といたしましては、文書間の不整合であります。A棟建築主体工事、C棟建築主体工事及び危険物倉庫棟建設工事における設計書間の金額に整合性がありません。具体例を御説明いたしますので、28ページの資料⑭を御覧ください。これは、危険物倉庫棟建設工事における起工から精算までの設計書の金額を比較したものでございます。工事変更伺書の「変更前」までの各設計書間における金額は全て同じでなければなりません。現在、文書ファイルにとじられている設計書はそうになっておらず、整合性がありません。次に、二つ目といたしましては、文書事務手続であります。これは、工種や数量等が変更されてい

書」等の文書が確認できないため、変更した理由が分からず、意思決定過程が不明瞭になっています。次に、三つ目といたしましては、入札についての疑義であります。これは、汚水処理設備工事におきまして、落札業者が提出した工事費内訳書と落札業者以外の業者が提出した工事費内訳書の内容が異なることから、入札について疑義が生じています。具体的には、落札業者が提出した工事費内訳書の内容は、市が入札時に示したと思われる仕様と異なっていることであります。次に、四つ目といたしましては、再度の書き換え等であります。これは、先ほど少し触れましたが、危険物倉庫棟建設工事において、刑事告発後、再度、文書が書き換えられ、元の文書が毀棄され、差し替えられています。次に、五つ目といたしましては、議会提出資料との相違であります。これは、議案審査のため議会に提出いたしました資料と現在、文書ファイルに綴じられている文書の内容が異なっていることです。最後に、六つ目といたしましては、情報公開手続の不適切な運用であります。公文書公開請求により請求者に開示した文書につきまして、文書ファイルに綴じられている文書には記載のある事項やページが削除されているものがありました。開示した文書は、文書ファイルに綴じられている文書、原本を複写したものではなく、新たにデータから印刷したものであります。その具体例として巻末資料29ページの資料⑮にお示しをしております。この問題に対する検証及び結果は、これらの行為につきましては、人事課により関係職員への聴き取りが行われましたが、事実関係を明らかにすることができませんでした。しかしながら、これまで御説明してまいりましたように、薬学部増築工事は市始まって以来の大規模事業であるにもかかわらず、ぜい弱な体制の下、設計業務も含め適正な工期が確保されていないという行政としては考えられない異例な環境の中で進められてきました。そのため、非常にタイトで厳しい日程に加え、入札後の度重なる工事内容の変更により、担当職員は多くの業務量を抱えており、そのプレッシャーは相当なものであったと考えています。このような中、通常どおり、上司への説明や工事打合せ簿等の必要書類の作成等、適切な事務手続を踏んでいては工期内に完成しないおそれがあったことから、

それらを省略し、実際の現場に合うように数値の書き換え等を行ったのではないかと推察しております。なお、危険物倉庫棟建設工事における再度の書き換え等につきましては、時期的に見て、この考えは当てはまりませんので、その意図は全く分からず、なぜ、このような行為をしたのか推察することはできません。公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、行政機関における意思決定に至る過程を合理的に跡づけるもの、又は検証することができるように作成される文書です。この度の公文書の不適切な取扱いは、民主主義、公文書作成の意義を根本から否定する、正に法律の趣旨に背く行為であり、公務に対する市民の信頼や期待を裏切る重大かつ深刻なものであり、許し難い行為であると考えています。しかし、これまで御説明させていただいたように、薬学部校舎建設事業は異例な環境の中で進められ、担当職員には心身共に大きな負担が掛かっていました。この度の行為は決して許される行為ではありませんが、その主な意図は、工事を工期内に完成させるために、実際の現場に合うようにやむなく行ったものと推察することができ、この行為による工事への影響や損失はないと考えられることから、告発は行わないと判断いたしました。また、この不適切な公文書の取扱いの検証の過程におきましては、情報公開が適切に運用されていない実態があったことも明らかになりましたが、このことにつきましては市民の知る権利を妨げる行為であり、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を一層推進するという制度の趣旨に背く行為であることから弁解の余地は一切なく、このようなことがないよう情報公開制度が適切に運用されるよう徹底してまいります。公文書の不適切な取扱いに対する改善策といたしましては、現在、事業課においての取組を実施しておりますので、その内容を簡単に御説明させていただきます。まず、「工事起工伺書」関係書類につきましては、決裁後、袋とじにし、所属長と課長級又は課長補佐級の職員が割り印をし、文書の差し替えができないようにしています。当初設計金額が5,000万円以上の工事につきましては、伺書、図面、変更理由書をPDF化し、2枚のCDに記録し、所属長が保管しています。所属長は、2枚のCDの内の

1枚を執行委任元の所属長に手渡します。また、所属長は、定期的に文書ファイルにとじられている文書とPDF化したデータを突き合わせ、照合し、確認しています。積算システムのパスワードの定期的な変更を行うことや、情報公開及び議会からの資料恵与等が適切に行われるよう周知徹底を図っています。また、業務に際しては関係法令について責任を持って確認し、法令遵守の徹底を図っています。所属部署及び執行委任元の部署等、関係部署との報告、連絡、相談の徹底を図っています。また、入札の際に提出された書類については、担当者を含む複数の職員でチェックし、内容が適切かどうかを確認しています。以上、不適切な公文書の取扱いにつきましては、事実関係を明らかにすることはできませんでした。事実関係を明らかにしていくことは非常に重要なことであると重々認識していますが、今、最優先に市が取り組むべきことは、このようなことが今後、二度と起こらぬよう早急に再発防止策を講じていくことであると考えております。ただいま御説明いたしましたとおり、改善策に取り組んでいるものもございます。今後も引き続き、適切な公文書の管理及び事務手続が行えるよう周知徹底し、取り組んでまいります。大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。ここで暫時休憩ということで、11時まで休憩させていただきます。では、休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど執行部の説明が終わりました。今後は、委員からの質疑を受け付けます。最初に、第1、A棟建設工事が当初設計した工期内に完成しなかった問題について質疑を受けたいと思います。皆様方からの質疑をどうぞ。

伊場勇委員　まずは、前市長がした約束について、確認させてください。どういった約束を誰に対して行ったのか、教えてください。

大谷大学推進室長　以前、山口東京理科大学に関する特別委員会で、前市長が署名、押印された文書を公開させていただいております。こちらの文書の内容につきましては、平成28年10月3日に市役所で、市内のAランク、Bランクの建設業者を対象に、この工事に関する説明会を開催しております。この説明会において、前市長が、「適正な工期が確保できないため、工期内に工事が完成しない場合は、その工期の延長を認めるとともに、その工期の延長については、ペナルティーを科さないことを市長として約束しました」という文章を書かれております。これをもちまして、この工事の入札前に、市においては、適正な工期を確保していないこと、そして工期に遅れた場合にも、ペナルティーを科さないという約束があったということがあったと判明したということです。

伊場勇委員　その約束についても、問題点の(3)のところにある、引継ぎが行われていなかったということの認識でいいんでしょうか。

大谷大学推進室長　委員の御指摘のとおりです。

岡山明委員　話された市長の誓約書で、この3ページに書かれている施設整備についてということで、開学時、年次的に順次整備するという当初の方針から、開学時までには全ての施設を整備するというように180度方向転換されたという趣旨であると。これは市長がされた誓約書の部分で、書かれたタイムスケジュールがちょっと分からないものですから、どういう状況の下で、方針が180度、国からと思うんですけど、誓約書の関わりがちょっと見えないものですから、その話をしていただければ助かります。

大谷大学推進室長 市長のこの当該文書と、今、御指摘がありました方針が180度変わったということですが、特にこれらに関しては関わりはないということで、この事業が始まる当初に執行部として御説明したのが、順次、整備していきますということでした。薬学部が開学して二、三年掛けて整備していきますということで、文部科学省との協議でも、それで特に問題ないという説明を受けたと議会には御報告しております。その後、開学までに全部整備しておかなきゃならないという文部科学省から説明を受けたというふうに説明しておるところで、なぜそこで変わったかということは、ちょっとまだ明らかにはなっておりません。

岡山明委員 こういう国からの方針の下で、工期を3か月短縮したという状況になったということですね。この方針転換の下で。

大谷大学推進室長 3か月の短縮につきましては、山口東京理科大学との協議の中で3か月を要してしまったということで、またちょっとそれとは異なるような形にはなりません。

古豊和恵委員 3ページの中ほどから下の「限られた一部の関係者だけで検討して、そして、適正な工期を確保しないまま事業を進めた」と。これだけの大きな事業なのに、なぜ限られた一部の関係者だけで進められたのか。それが不思議でならないんですけど、その辺りを教えてください。

大谷大学推進室長 こちらにつきましては、平成26年7月末に、学校法人東京山口東京理科大学から公立化の申出がありました。その中で、当時の市長が確認されたのは、公立化しない場合、どのようなお考えですかということを学校法人に確認された際に、山口東京理科大学を廃止する考えがある、視野にあるということでしたので、公立化の検討の際に、もし山口東京理科大学の廃止、廃校ということが公になれば、在校生、また今度の受験生等に対する影響もあるかもしれないということで、問題とならないように、一部の限られた職員の中で検討を始めたというこ

とです。

古豊和恵委員　ということは、市の関係者と大学の関係者の本当に一部の方だけで、隠密裏に会議を進められて、みんなに知られないように、分からないように進められた工事ということではよろしいんですか。

大谷大学推進室長　工事につきましては、もうオープンな形では進めておりますが、公立化の決定と薬学部の設置という過程、そういった結論に至るまでは限られた職員で行ってきたということです。

長谷川知司委員長　今の関連ですけど、古豊委員が言われたのは、意思決定まではそれでいいんですけれど、工事に入って、もうオープンになった時点で、工期とかの調整、どれぐらい掛かるということが、なぜ限られた人数で行われたかということだと思えます。

大谷大学推進室長　こちらにつきましても、議会から度々御指摘がありまして、体制的に決まった後も、せい弱な体制であったということで、しっかりと、建設部等の御協力を頂く中で進めておれば、このような事態はなかったかもしれませんが、山口東京理科大学の工事の責任者として、ベテランの建築士の方を中心にして、当初もその方1人だけで進んでいって、後は補充していった形にはなりますが、進めたときには本当にその方だけということでした。体制をなぜそのように組まなかったかと言われても、ちょっとそれはもう前市長のお考えかと思えます。

古豊和恵委員　山陽小野田市が始まって以来の大きな工事と言われる割には、ただ1人の方に全部任せました。結局は、前市長が全部決められた。答えは結局そこに戻るわけですね。では、何を議論しましょうか。

長谷川知司委員長　うん。ちょっと今、質問が悪かったですね。もう結論が出ちゃうじゃないかということですか。その結論はどういうことかという

のが、もし言えれば言ってみてください。

古豊和恵委員 これだけの大きな事業を、ただ1人の方に任せて、結局、予定どおりに全てが進まなかったと。最終的に、今、市民の皆様に迷惑を掛けることになったと。この結果をじゃあどうしますか。失われた3か月を対応できる見込みもなかったし、薬学部を開いた後も順次、整備するというのもなかなかうまくいかない。でも、結果的には、それも全て前市長の責任であるということなのかなと私は思ったんですけど。職員の方たちは本当に頑張っていると思います。でも、無理なスケジュール、無理な契約、全てが計画なしで進められたというのが根本にあるのかなと。やはり、皆様がもっと勉強して進めていけばこうはならなかったのに、勉強はしないで、そのままスタートしてしまったのが、もともとの要因ではないのかなと思ったのです。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。意見として総括的な形で言われました。ここでちょっとA棟だけ、1番だけに戻って進めたいと思います。今のは参考にさせていただきます。

宮本政志副委員長 1ページの問題点、(1)番なんですけど、上から3行目ですよ、大事なのが。「大学の制度とか仕組みで新たな学部を設置する手続等についての知識や理解が十分でないまま」、つまり、2行目からある、「僅か5か月間という非常に短い期間」で進めていったと。そもそも、なぜこんなに短い期間で進めていったのかを、お聞きしましょう。

大谷大学推進室長 すみません。そのところは確認をしておりません。なぜ、急がれて、平成28年に公立化することを決定されたのか。そこが分からない、まだ、確認しておりません。

宮本政志副委員長 今日冒頭から、資料を基に丁寧な説明を聞いていますと、やはり当時、合併特例債の関係があったり、先ほど室長が言われた、山

口東京理科大学の閉鎖の関係があったり、いろいろな原因とか要因とかがあったり、もう複雑に絡み合って、そして当時の前市長を含む執行部、それから議会も含めて、何かこう、本当にきっちり精査しないといけないところができないまま突っ走っていった。結果、今こういう問題がいろいろ出てきたと思うんですよ。それで、今の執行部の体制にも大きく関係してくるなと思うのは(3)番に、前執行部は新執行部に事実の引継ぎがなかったと書いていますよね。これは非常に大事なことですけど、このことに関しては、今の執行部にこれはあってはいけないことですよね。この対応は今どうされていますか。

大谷大学推進室長 山口東京理科大学で問題になりまして、事業、工事を進めるときにも口頭でやったとかいったことがありましたので、前大学推進室長の松永室長も、文書主義を徹底するということと引継ぎについてはしっかり行っていくということを議会でも御説明されましたし、市長もしっかりとそういった文書でやっていくという方針を示されておりますので、今後は、もうこのように引継ぎがないということはないと確信しております。

宮本政志副委員長 今、大学推進室の今後の対応、対策ということでお聞きしてしっかり分かりました。総務部長がいらっしゃいますんで、これは、もう執行部全体のことだと思うんですよ。ですから、こういうふうに、やっぱり引継ぎをこれから重要視されて、どう対応されていくかを総務部長からお聞きしたいです。

川地総務部長 4月1日に大体、職員の異動があります。その前に、それが出た後に、ちゃんと規程によりまして事務引継書というのを前任者と新任者で取り交わす形になっております。その事務引継書に基づいて、どういったものを引き継ぐとか、どういったものが課題であるとか、また将来の課題などの辺についても記載して、きちんと引き継いで、さらにそれを上司に見せて、さらには人事課に提出をするという仕組みを持って

おります。その徹底を、毎年度、徹底させておるつもりですが、今後、もう一度再度の徹底を図ろうと考えております。なかなか、この時点で、室長同士の引継ぎがなかなかできていなかったのは大変遺憾ですけども、今後とも、職員はきちんと事務引継ぎをすることによって、市民サービスに問題のない形できちんとやろうと考えております。

伊場勇委員 事務引継書については、最終的に聞こうと思ったんですけども、それは保管されているんですか。どの程度の期間とか、そういうのを教えていただいてもいいですか。

川地総務部長 担当課で保存期間は3年になっています。

宮本政志副委員長 それと、少し見過ごせないところが、工事に関しては当然、私もこれは理解できるんですが、1ページの概要の1番最後に、損害金の支払を請求してとありまして、これはもう当然理解できます。ただ、この問題がどんどん出てきたときに、一方では業者に責任がすごくあるような形が議会の中でも委員会の中でも度々あったんですね。それやっぱり事実がどんどん出てくると、やはりそこも間違っていたというケースも私は感じるところがあるんですよ。やはりね、民間企業とか市民の方にやっぱり迷惑を掛けるのが一番いけませんから、業者に対するこういった対応とかは、どなたにお聞きしていいのかな。どのように、今後きちっと対応していくという対策を練られますか。やはり業者にもある意味、間違った部分で迷惑を掛けたところがあったと思いますよ。これ、室長かな。

大谷大学推進室長 一応、山口東京理科大学A棟の工事に、当初、根本的にこうやって検証してみますと、当初における市の進め方がやはりまずくて、後からこういった原因があったということが分かりまして、この施工業者の方につきましては、市から催告状を出すというような対応をして、後に取り下げるといった対応になっております。取り下げの際には、業者

に出向きまして、おわびを申し上げるとともに、撤回させていただいた
ということです。今後の対応として、本来あるべき姿ということで、き
ちんと工事の発注をするという手続を踏んで進めていくということを徹
底していく以外にはないかなと考えております。

川地総務部長 補足ですけども、全庁的なこういった工事の内容です。入札し
て契約して、発注したら当然その工程表に基づいてやっていくわけです
が、この度はこの工程自体が非常にタイトであったと。いろんな内容が
ありまして、そのような形になってきたわけですけども、本来であれば
きちんとした期間を設定して、工程表を作って、その工程に基づいて、
大体毎週1回程度は工程会議を関係者で集まって行い、協議して、進捗
を見ていくと。そういった中で、やっぱり設計書と違うものが起こった
ら、やっぱり指示票というのが出てきます。それに基づいて、内部でこ
れはこうしようという決定をした中で、きちんと動いていきますので、
今後とも、そういうことをしっかりできるように、建設部とも共通認識
しながら、再度徹底を図っていきたいと考えております。

岡山明委員 3ページについて、さっきも古豊議員から話があったんですけど、
施設整備を伴う薬学部の開学時期を決定し、適切な工期を確保していな
いという事実関係を明らかにしない、説明責任を果たしていないまま事
業が進められたことにあると言わざるを得ないという結論が書かれて
いるんですけど、先ほど、180度方向転換したと私は話しましたよね。
開学までに全ての施設を整備すると、国の方針が決められたという状況
がここに書かれているんですけど、この部分でちょっと微妙に国の影響
があったんじゃないかなと思ったんです。その辺はなかったですかね。

大谷大学推進室長 方向転換しましたが、最終的な市の考え方としては、開学
時までには全ての施設が整っておかなければならないと認識しておった
ということです。先ほども御説明しましたが、実際、グラウンドにつきま
しては、大学そのものの必置施設ということで、その整備が開学時まで

に間に合わないということで、もう当初、文部科学省には、そういった計画をお示ししております。その必置施設が遅れることについて、教育研究活動に支障がないように対応できるということであれば、文部科学省も特に問題ないと考えていたと思われまますので、開学時までには全ての施設が整っておるということは、特に求められていなかったと考えております。当初、執行部が御説明したとおり、順次、建物の整備をしていっても問題はないと。ただし、その過程において、教育研究活動に支障がないということが前提になると思います。当然、現実的には、全ての建物が完成したときのほうが、今、工事の過程でこうなりましたが、工事の騒音や環境整備などがありますので、理想としては全部整った形で整備が終わるほうがいいとは思いますが、しかし、制度的には特に完成していなければならないということにはなかったのではないかなと考えております。

岡山明委員 今回の分はA棟でしょうけど、B棟は完成して開学できたことで研究に差し障りがなかったと。A棟のいろいろ問題があったという状況で、今回、そういう形でA棟とB棟の総体として、この時期的に、やはり最初のスタートの時点で、適切な工期が確保されなかったということにまた戻るということでよろしいですね。

大谷大学推進室長 委員のおっしゃられるとおり、適正な工期を取っていない中でも、B棟は完成していただいたということで、施工業者の方にはもう感謝しかありません。A棟につきましても、最終的な工期は15か月で施工していただいておりますので、A棟も頑張っていたいただいたとは考えております。

笹木慶之委員 先ほどの3ページの下から10行目ぐらいのところの6行が、この1番のまとめの全てになっているんですね。一つ聞きたいのは、最後に言わざるを得ないという、締めくくりになった。これ断定じゃないんですか。なぜそうかという、その下にある「なお」以下の最終的

な文章で、これを断定しているわけよね。最後に求償を行わないと判断したということは、執行部として、やはりこういった事実を認めたので、だからということでしょう。だからその辺が、ちょっと何か違和感があるんですよ。もう1点は、先ほど事務引継ぎのことありましたが、それはそれとして、ここの5行の文章というのは、強いて言うならば、平成26年以降平成29年までのことを言っていると理解していいですか。

大谷大学推進室長 委員のおっしゃるとおり、A棟の関係につきましては計画当初から工事までということで、平成29年度までという認識です。

笹木慶之委員 それと最初に申し上げた、「思わざるを得ない」というこの表現がどうなのかというのがちょっと気になります。どうなんでしょうか。

大谷大学推進室長 今、委員から御指摘のとおり、先ほど御説明の中でもちょっと申し上げたかもしれませんが、こういった進め方をしてきた前執行部に最終的な責任があったと考えております。この表現の仕方ですが、そういった認識をしておれば、御指摘いただいたとおり、求償は行わないと判断したというように断言のような形のほうが、今までの経過から、結論としてはそういった表現のほうが適切であったとは思っております。

前田浩司委員 1ページのところの、今回の問題については、(1)の2行目、平成26年12月の公立化及び薬学部の設置の決定、発表をされまして、その後平成28年4月の公立化及び平成29年4月に薬学部の設置が決定した、公表したと。この間の動きがちょっと見えないので、ここがちょっと今回の問題の原因になっているように思えます。今後、こういったことが起こらないように、どのような対処をされるのか。ちょっとまずその辺の空白の期間について、お尋ねさせていただきたい。

古川副市長 山口東京理科大学の公立化に向けて、平成26年7月に学校法人東京山口東京理科大学から申入れがあり、平成28年4月に公立化、

これは1年数か月の期間にどのような流れかは、私どもも当時の執行部ではありませんので、押し量ることはできませんが、やはりこういうような大きなプロジェクト、今後の市を動かすようなことにつきましては、今の私どもとしましては、当然市長の下に、私や関係部署と十分に協議し、また、早い時期に議会にも今後はお話しさせていただくというようなことは考えております。しかしながら、このときは多分期間的に短く、先ほど大谷室長も申しましたように廃校という、あまり外に出てはいけないというようなこともあって、ある程度水面下で進められたということは推察できます。しかし、その判断が良かったかどうかは、私どもには何とも言えませんが、今の藤田市政におきましてこういうような大きな問題がありましたら、当然、市の執行部、上層部である程度話を進め、また、専門的な知見が必要であれば、そういうような方の意見も聞く中で、早い時期に議会ともいろいろお話しさせていただくような進め方を今後はしていくと申し上げたいと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
工事責任者である方がやはり大変だということで、この工事については、外部の方から工事の管理というのがあったと思うんですけど、そこはうまく機能していたかどうかだけ確認させてください。

大谷大学推進室長 今、委員長がおっしゃられたとおり、この工事につきましては、工事監理ということで委託しております。その中では、きちんと施工管理業者の方につきましても、業務をしっかりと行っていただいたと認識しております。ただ、監理をしていただく中でも当初の進め方において、せい弱な市の体制ということがありましたので、中での機能がなかなか果たされていなかったのかなとは思っております。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）1番はこれで終わります。次に、2、薬学部増築工事における設計業者の設計ミス等に関する問題について。委員からの質疑を受け付けます。

伊場勇委員 まず4ページの概要欄のところに、C棟の工事について、追加の経費が必要となったとありますが、およそどの程度の追加経費だったのか教えてください。

大谷大学推進室長 空調設備のことになりまして、当初2億円で積算見積りであったんですが、最終的に実施した空調整備は4億円程度になって倍になっております。その間、これに関連しまして空調設備の入札が不調に終わったことによりまして、建築主体工事等についても工期を延ばすという対応になっております。その辺も含めまして2億円、これが増額かというところとあれですけど、付随して工期延長になったものがあり、C棟関連だけでの増額を出しておりませんので、申し訳ありません。

長谷川知司委員長 設計が2億円から大体4億円に変わったということですね。

大谷大学推進室長 そのとおりです。

伊場勇委員 その下の経過についてですが、仮成果品の内容についての十分な確認と精査する時間の余裕がないということなんですが、通常はどの程度の時間が必要なのか。今後もその時間についてはしっかり確保していくのかお聞きします。

大谷大学推進室長 どのくらい必要かというのは、その工事の規模等にもよろうかと思っておりますので、具体的に2週間、3週間要するというお答えは、ちょっとしづらい面があります。いずれの工事にしましても、やはりしっかりと確認でき、その確認を含めて工事する期間を含めましても適正な工期、確認がしっかりできるような時間を取って進めていくと。ほかの市においても建設工事をしておりますが、他の建設工事につきましてはしっかりと確認の時間、また適正な工期を取っておられると思います。他の工事については特に問題ありませんが、山口東京理科大学の工事が

特に異例であったので、山口東京理科大学の工事ではそういった通常行われる手続等が行われていなかったと判断しております。

岡山明委員 設計ミスと書いてあるけど、これ金額の転記ミスという表現もあります。2億円が2,000万円ということで、工事の関係も全部2,000万円の設計の下で行われたと。そういうことで、本来であれば2億円のところが、倍の4億円掛かったという趣旨なんですか。

大谷大学推進室長 この最初の設計から、実際に最終的な工事を発注するまでには1年ちょっとの期間を要しておりますので、その間に物資等の高騰等もあったかもしれません。ちょっとその辺が分からないことと、通常の工事において、2億円のもので2,000万円という金額で出ておれば、ちょっとおかしいなと思って、確認は当然、——2,000万円が3,000万円というならまだ分かるかなと思うんですが、10倍も違うような金額になっていたということで、通常ならばそこで何かしら違和感があって、確認が入るのかなとは思いますが、これも、先ほど来から申し上げているとおり、せい弱な体制で行って大学の制度またそういった設備等についても実際によく知識等がなかったということで、こういった問題が起こりまして他の大学薬学部等の空調設備を確認してみたんですが、やはり1億円は優に超えるような空調設備がほとんどということで、よくこういった施設の内容を把握しておれば、2,000万円というのに違和感があるはずということなんですが、そういったせい弱な体制と大学のそういった設備等に関する知識がなかったということで、職員も違和感がなかったと。それでできると判断しておったということです。

長谷川知司委員長 要するに設計業者もですが、市もこういう特殊な業務については知識と経験がなかったという理解でいいですかね。

大谷大学推進室長 委員長のおっしゃるとおりです。

宮本政志副委員長 この薬学部増築工事の転記ミス、積算ミスですよね。こういったことを踏まえて、今は、このミスによってどういう対策を練られましたか、現時点で。

大谷大学推進室長 これも、山口東京理科大学のせい弱な体制ということが成したものだと思います。建設部においてはしっかりと複数人でそういったものを確認するというで行われておりますので、これ以外の建設事業については山口東京理科大学のような事例はないと考えております。

古豊和恵委員 ちょっと今の回答とかぶるかもしれないんですけども、4ページの下に、「仮成果品の内容について十分な確認精査を行う時間的な余裕がなかったことから、その後問題となった設計図面にありながら、見積り参考資料にないものや」とあって、「契約後に変更工事に伴う工事費用の増が何度も行われたり」と書いてあります。これは何度も、訂正、訂正と行われたんですか。何度も行われた理由をお願いします。

大谷大学推進室長 本来であれば、当初の設計からあるべきものが抜けておったと。本来しなくてはいけないんですが、設計を急いだ、また確認もよくできていなかったということで、本来しなければいけないものが抜けておったので、工事を進める過程において、これは当然必要な工事ということでもありますので、それが発覚したということで、その必要な工事をするために契約の変更を議会等にお問い合わせをさせていただいたということでございます。

宮本政志副委員長 続いて5ページの問題点(1)の上から3行目の真ん中辺りから、入札における見積り参考資料に通常記載することのないと書いてありますよね。疑義ある項目数量については、落札者と別途協議するという異例の一文、これは合法なんですか。大丈夫なんですか、法律上、このような一文が入っています。

大谷大学推進室長 すみません。これが合法かどうかということは、大変申し訳ございません、本来、確認しなければいけなかったかと思います。入札を行う上で、これは入札に参加される全ての業者に同様にお示ししており、入札が適正に行われたかについては問題ないとは思っております。この一文については、やはり市もよく確認していなかったということが分かる一文ということと、こういった問題が起こったときに業者にもアンケートを取らせていただきました。その中でも、入札価格について不信感があるという業者もいらっしゃいましたので、これが正しく、当初適切に設計されておらず、契約後にいろいろ変更があるという状況だと考えられます。やはり適切な入札価格できちんとしていなかったんじゃないかということと不信感を持たれたのかなど。この検証する過程の中でそういうふうな考えが出てまいりました。

川地総務部長 副委員長からの合法かどうかという話ですが、通常設計書を作る場合には建設単価を入れて、それがない場合については見積りを取って、見積り価格を参考に単価を決めます。ですから、普通はこういうことではないです。ただ恐らく、考えられるのは非常にタイトな時間であったために、見積り等々を取る時間がなかったので、正確な数値を確認できなかったことからこの一文を入れたということです。ここにも書いてあるように極めて異例な形であり、これが違法かという、極めて不適切ということしか言えないと。違法までには行かないのではないかと、そういうふうな理解であり、好ましくないという考えであります。

宮本政志副委員長 結局、この文章を見ると、またその業者に対する不信感が募っちゃいかんなどという側面から質疑したんですよ。はたから見たら、業者を救うとか、業者の都合のいいように仕事させてあげるためとか、そういううがった見方ができるんですよ。だから、業者がそういう間違っただけの受け方をされたら、やっぱりいけないでしょ。だから、先ほども質疑しましたが、今後きちっとそういう対応をしていただきたいんで

す。再度、総務部長、いかがですか。

川地総務部長 副委員長が言われることは、ごもっともだと思います。誰が見ても公平な目で見られるようにしたいと思いますので、今後ともこういうことがないように、設計書については単価表、あるいは見積りをきちんと取るなどして、適切に対応していきたいと考えております。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、3、危険物倉庫等建設工事に係る問題について、質疑を受け付けます。

宮本政志副委員長 この6ページ、7ページを読んでいまして、一番大きな疑問があります。例えば6ページ(2)の経過の5行目に、複数回にわたって設計業者に確認を取ったけど、明確な回答を得ることができなかつたとか、7ページの2、問題点等の(2)にも、担当職員の方が連絡したけど、設計業者の対応は誠に遺憾であるとあります。設計業者の方がきちっと対応していったら、こういった問題が起こってなかつた、あるいは、もっと少なかったような気もするんですけど、何で設計業者はきちっと対応できなかったんですか。それが、ここの6ページ、7ページで私の一番分からないところ、疑問なんですよ。

大谷大学推進室長 副委員長がおっしゃられたとおり、設計業者から明確な回答があればこういった間違いはなかつたと思っております。ただ、電話でのやり取りで、こちらがどういう質問をして設計業者がどういうふうな回答をしたかが明確になっていないところがありますので、設計業者としてはちゃんと答えたつもりが、こちらのほうがよく理解していなかつたのか、逆のこともありますし、こちらの質問を設計業者がよく理解していなかつたのかということもあります。ちょっとそこが口頭でのやり取りで、文章的には何も残っておりません。ただ、難しい問題ではなくて、結果的に見れば、危険物倉庫は入れる建物が全て耐火構造になっていなくてはいけませんよという簡単なことで、部分ではなくて全体で

すということですぐ分かるのかなと思いますので、そういった明確な回答がなかった設計業者に対しては、こちらにも書いてありますが、やはり遺憾ですし、一度か二度はこの間に設計業者ともお話しさせていただきましたが、言った言わないじゃないですけど、そこがちょっと明確になっていないという状況です。

宮本政志副委員長 6ページの下から2行目は、設計業者に関係ないかもしれませんが、計画変更で確認申請を出したと。普通、計画変更で出すということは、こういう計画で変更しますということはある程度確証を持って出したけど駄目だったと書いていますよね、次のページに。それが設計業者と関係するかどうかは別にしても、やはり職員の方は、一般的にやはり素人でしょ。職員が何でもかんでも設計に掛けて、積算もできて、施工まで全部できるのであれば、業者に発注することないでしょ。やはりプロだから、そちらに任すわけですよ。だから、素人の職員の方がよく分からない質問をしようと、もともと何をせんにゃいけんかってことはもう分かるはずなんですよ。だから、そういう業務をきっちりできないような業者に今後任していいのかどうか、入札にも加えていいのかどうか。ある程度厳しい態度でいかんと、これを読みよったら、何か設計業者よりも担当者のほうが悪いように見えるんですよ。僕は、仕事を受けた業者の責任は、もうほぼほぼ全部と言っていいぐらいだと思います。そういった対応を今後きちっとされていきますか。職員の方の責任が実際小さいのが、大きく感じるんですよ、これを読みよったら。どうでしょうか。

古川副市長 これは設計業務等の業務委託についての入札でした。この事案のときには調査基準価格とか最低制限価格とかを設けずに入札しておりましたので、極端に低い価格でも落札できたという状況があります。しかしながら、こういう事案もありましたので、こういうような設計の入札につきましても、ある程度の価格をもってそれ以下のものはもう駄目というような形で、今後設計の業務が担保できるような金額や内容で出し

ていただけるように、入札の方法も変更します。

伊場勇委員 先ほど、設計業者とも確認を取られたということでしたよね、言った言わないの。例えば、結果を残す書面であったりメールであったりとかいった対応の仕方というのは改善されているんですか。

大谷大学推進室長 こういった結果を受けまして、文書、またメールで確認をすると。電話では、口頭でこのようなことを言ったとか言わないとかがありますので、後で検証できるように、しっかり残るような形で協議等を行っております。

宮本政志副委員長 確認ですけど、新しく危険物倉庫棟を設置されましたよね。もともと設置してあった倉庫はあるんですか。それとも、もうないんですか。

大谷大学推進室長 一応、危険物倉庫という名前になっておりますが、污水处理設備とか他の倉庫とか複合的なものが入っておりますので、建ったものにつきましてはしっかりと活用をしております。

宮本政志副委員長 そうすると、もう利活用をしっかりとしているから別段問題になったわけじゃないですよという解釈でいいですか。

大谷大学推進室長 そうですね。当初の目的とは違う形にはなりましたが、建設した建物につきましては、大学でしっかりと活用されております。

岡山明委員 危険物倉庫の関係で用途地域の変更を行いましたよね。

大谷大学推進室長 こちらのほうも、山口東京理科大学の工事の中で問題点となった一つです。もともと、ここが第一種住居地域ということで、今こういった形でお話をしましたが、用途地域には本来、危険物倉庫とかは

建てられません。これが発覚しまして、新たな危険物倉庫を造ることになりましたので、別の設計業者に設計を委託した際に、用途地域でも危険物倉庫を建てられません、法令違反になりますと御説明があり、確認したところ、実際には建てられないということで、建設部にお願いをし、関係機関である県や隣市の宇部市の御協力を得る中で、用途地域を変更して準工業地域にして、危険物倉庫建設できるという状況にして、新たな倉庫を建てたということです。

岡山明委員 常識的な判断の下でいくと、今回の危険物の指定数量は10倍ですよね。10倍の倉庫を設置するという時点で、大学とかその他、西部石油や太陽石油も近くにある状況で、ある程度危険物関係の要領というのは、普通の考え方を持っても、その辺が抜け落ちるんですか。大学にもそういう相談とかはなかったんですか。不思議に思うんですけど。

大谷大学推進室長 これは先ほどもちょっと御説明したかも知れませんが、建築確認申請が、危険物倉庫ではなくて、単に倉庫で出しておりますので、そういったチェックが掛からない状況になっておりました。多分危険物倉庫で出すと、今ある施設の貯蔵している危険物の量がどれくらいかという資料の提出が必要と思われませんが、そもそも危険物倉庫で建築確認申請を出していませんでしたので、単なる倉庫で建築確認が進んでいったと。本来であれば関係機関のチェックが掛かるところ、掛かっていなかったことも一つの原因ではなかったかなとは思っております。

長谷川知司委員長 既存の大学の中で今まで危険物を扱われていたんだから、当然それは、今回、倉庫の中にまとめてもいいだろうという認識だったということで、改めて全てをチェックしてなかったということですか

大谷大学推進室長 委員長が今おっしゃられたとおり、工学部も危険物を取り扱っておるということで、そういった施設をやはり薬学部ができるということで、きちんとした施設に貯蔵しようということで進めておりました

たので、委員長おっしゃるとおりです。

笹木慶之委員 あえて申し上げますが、この3番の問題については、問題点のところで1から4まで理由が掲げてあります。検証結果が8ページに書いてありますが、誠に残念だし情けないことなただけで、職員の行為が十分でなかったがゆえに全て起こったということをして市が認められたということですよ。それはそれとして、要はこういうことが絶対に二度と起こっちゃいけないということなんです。先ほどからも少しあったかもしれませんが、副市長において、取りまとめを少し——今後の対応として行っておることをお願いしたいと思います。

古川副市長 先ほどから大学推進室長、総務部長が申しておりますように、こういうような大きなプロジェクトの中で、とにかく体制がぜい弱であったと。今後は、当然こういうような大きなプロジェクトを進めるときには、体制を強化すると同時に、やはり一つの課では完結できないものも多いです。それを、横の連携をいかに取るかというのがこれからも大事だろうと。ですから、こういうような工事の関係ですと、建物は建築住宅課が中心ですけど、先ほど話がありましたような用途地域の関係ですと、当然都市計画課の範ちゅうにもなってきます。そうした中で、どういような事案が生じてくるかというのを拾い上げて、担当課にすぐ研究させるという体制、また、ここではあまりにも忙しい中で、上司と部下の関係が少しぎくしゃくしておったということも書かれております。市長も申しておりますように、組織は課長が中心となってまとめていくというのが今後の一番大きな課題です。人事異動もありますが、4月1日からも新しい体制になりまして、課長を中心に課の風通しのよさ、また、報告・連絡・相談といいますが、確認事項も一つ加わろうと思います。そうした中での体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

笹木慶之委員 この検証結果の中で、例えば担当職員とか、あるいは上司とかいう言葉で皆くくられておりますが、今、副市長から言われたように多

くの職員が関わっているんですね。それはいろんなところで、いわゆるケアレスミスであるとか、いろんなことを起こしておる。その重なりが、こういう結果をもたらしたということです。やはり組織を挙げて対応する事項と思いますので、ただ単純に担当した職員だけじゃないということ、やっぱりしっかり受け止めて対応してもらいたいと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
では、昼に掛かるかもしれませんが、一応4に行きたいと思います。第4、公文書の不適切な取扱いに関する問題について、質疑を受け付けます。委員から、質疑はありますか。

伊場勇委員 9ページの公文書の不適切な取扱い、確認された工事及び発見した時期というのが、1から7まであります。1と2については、しっかり説明されていると思うんですが、3から7までは誰がどのようにしたのかというところは、もう分からないままということなんでしょうか。誰が何をしたのか、もうはっきりしているんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 この件に関しては、関係する職員に聞き取りを行いましたけれども、誰がしたというところの関連性が、ヒアリングをした者からは、したとかしないとか、誰がしたとかいうものは分からないというところで、実際誰がいつどのようにしたのかというのは、ヒアリングでは分からなかったということです。

伊場勇委員 ということは、誰かがしないと変わらないので、誰かがうそをついているということになるんだろうと思います。結局、変わっているということは、変わった後が正しいんですね。変わっていないのが間違っていたということですね。今、全部正しいものにはなっているという認識でよろしいですか。

大谷大学推進室長 私どももこれを発見したとき、発覚したときに、どういう

ことだろうということで確認等を行いました。最終的にはもう誰がやったか分からないということで、真実がどうかは分かりませんが、最終的にこの今ある文書の中で確認する中では、現場に合わせたものに数値は変更されているだろうということと、最終的に今ある文書で完了検査を図面とも併せて合格しておるということで、起案した者と当初関わった人物が違うということで、これも引継ぎになるかもしれませんが、その情報がよく伝わっていなかったので、担当職員が引き継いで、いざ進めていく中で、もう既に行われていたものがあって、それを適切にやっていくと、また、契約事案や変更事案とかありますので、変更手続にまた時間を要してしまうと。その文書を作って、次に文書を作成する間に時間が掛かっていくということで、それでまた工期に影響があってはいけないということで、本来あるべき手続を飛ばしてしまっ、正しいほうに持っていきこうということで進めていったんだろうと。それで完了検査を受けて、実際には合格しておるということですので、推測するところでは、正しい金額に訂正されたんだろうとは考えております。

宮本政志副委員長 先ほどの伊場委員の質疑が非常に重要なんですけど、誰がしたかよりも、なぜそうなっていったかとか、せざるを得なかったか。これはもう推測しかないと思うんですよ。しかし、もうほぼ回答に近いぐらいの推測をして、重要なのが11ページのやっぱり最後の6行ですよ。この不適切な公文書の取扱いの検証、二度起こらぬよう対策を早急に講じることと最後に結論づけていますよね。冒頭の説明の中にもあったかもしれませんが、二度と起こらないような対策は、大学推進室だけじゃないと思いますけど、どのように対策を練っていかれるかを、再度聞くようになるかもしれませんが、お聞きします。

大谷大学推進室長 対策につきましては、もともとですが、建設部においてはしっかりとこういったことがないような体制を取っておられるということで、山口東京理科大学については、いろいろな当初の段階から進め方に問題があったということで、こういう問題が起こったというふうには

認識しております。ただし、これが工事に関する事で、こういった問題が生じたということですので、建設部長をはじめ、もう一度周知徹底されていますし、こういったことがないように、また対策を講じることがあれば、その辺もちょっと先ほどいろいろと袋とじにするとか申し上げましたが、——本来する必要ないことなのですが、それも徹底して建設部というか、事業課の中で徹底をされておりますし、今後もまた何か必要なことがあれば、きっちりと対応してまいりたいと考えております。

宮本政志副委員長 総務部長、今、大学推進室長もおっしゃったんですけど、いかがですか。

川地総務部長 全体的な立場として。公文書につきましては、先ほど大谷室長からも大切さについては説明したとおりです。したがって、この公文書の在り方については、総務課から再度の徹底を図らせておりますし、決裁についてもきちんと徹底しております。ただ、徹底しているからといって、これでもう何もしないよということではなくて、また4月以降、再度の研修をしようとして今、計画いたしております。それから、情報公開につきましても、やはり設計書となると膨大な資料になりますので、一部データで出しておったということもあります。しかし、あくまでも情報公開は原本の情報公開ですので、原本を出すようにということで決定しております。これは建設部だけではありせんで、全庁的な形で再度周知徹底を図っております。

伊場勇委員 先ほど対策をおっしゃいましたけど、書面か何かで頂けませんか。冒頭の二度と起こらん対策を早急に講じられていると思うんですけども、書面で頂くことはできますか。

大谷大学推進室長 すみません。ちょっと私が今原稿で持っているだけですので、建設部で作成されたものがあると思います。それをちょっと見させていただいて作りましたので、確認します。

長谷川知司委員長 委員会資料として今、要請があります。それを頂くということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、後でそれを出していただきたいと思います。ほかにはありませんか。（発言する者あり）まだ総括の問題じゃないですから、取りあえず今1から4までやりました。それで今後、この四つをどうするかを、ここで休憩入れまして話したいと思います。最初、執行部は出なくてよいです。それで、必要に応じて、執行部にお声掛けして出ていただくようになるとと思います。では、昼は1時10分から行いたいと思います。休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど、執行部からの説明に対して四つの課題があり、各々質疑しました。それぞれに概要、問題点、それから検証結果等がありました。問題は、この四つを含めた全体での総括をまだ確認しておりませんでした。それについて皆様方から意見を聞きたいんですが、そのためにも執行部が要ると思いますが、ここで休憩して執行部を呼ぶということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、ここで暫時休憩して、執行部に来てもらいます。

午後1時12分 休憩

午後1時20分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。午前中に質問して、未提出となっておりました資料が配付されましたので、これについて、執行部から説明があればお願いします。

大谷大学推進室長 それでは、ただいまお配りさせていただきました公文書の不適切な取扱いに対しましての事業課の改善策につきまして、御説明させていただきます。まず、この改善策につきましては、この山口東京理科大学の問題を受けまして、建設部で改善策について検討されたものをまとめたものです。作成につきましては、昨年4月21日の作成となっており、一応7点ほどあります。先ほど概要だけを御説明しましたが、読み上げる形で紹介させていただきます。まず1点目としまして、担当職員が工事の起工を行い、上司の決裁を受けて入札し、契約締結の決裁が完了した後に、工事起工伺書、設計書及び図面を含めた起工に係る決裁文書の袋とじを行う。その際、所属長と主幹、技監又は課長補佐級職員の上司2名がその袋とじの割り印を行い、文書の差し替えができないよう、文書の管理を徹底します。二つ目、担当職員が当初設計金額5,000万円以上の工事を起工する場合は、工事起工伺書、設計書及び図面を、同様の工事を工事変更する場合は、工事変更伺書、変更設計書、変更図面及び変更理由書をそれぞれPDF化したデータにしてCDに記録し、所属長は担当事業課用と執行委任元用の2枚を受け取ります。また、所属長は定期的に文書ファイルとPDFファイルを突き合わせ、照合を行います。また、記録した担当事業課用のCDの保存期間は、工事終了後の翌年度末までとします。執行委任元への合議は、予算執行伺書、予算執行変更伺書、あるいは変更契約締結伺書の決裁の際に行っています。所属長は上記2——先ほど説明したのですが——において、担当職員から受領したCDのうち、1枚を執行委任元所属長に手渡します。記録した執行委任元用のCDの保存期間は工事終了後の翌年度末までとします。4、担当職員に積算システムのパスワードの定期的な変更を行うことを徹底させる等、所属長が全職員に対して適切な管理の徹底を図ります。5、情報公開条例に基づく公文書請求及び議会からの資料恵与の際には、担当職員は対象となる文書等をパソコン内の元データから印刷するのではなく、直接コピーして、提出用資料を作成するよう、全職員に徹底を図ります。6、担当職員は直接携わる必要がある建設業

法その他関係法令等について責任を持って確認するとともに、上司、設計業者、執行委任元等関係者と協力し、法令遵守の徹底に努めるよう全職員に徹底します。7、担当職員は、所属部署及び執行委任元の部署との報告、連絡、相談を徹底するよう図ります。裏面が袋とじの仕方を示したものです。以上です。

長谷川知司委員長 今後の改善策について、説明がありました。何か質問はありますか。

伊場勇委員 2と4に「定期的な」という文言が出ております。2には、定期的に照合を行いますとあるんですが、定期的というのはどの程度として理解したらよろしいでしょうか。

大谷大学推進室長 申し訳ありません、「定期的に」の間隔は確認しておりません。

伊場勇委員 では、4にあるパスワードの変更も定期的にとありますが、一般的な企業では、例えば半年とか、社内で決まっているわけですが、このパスワード変更も定期的にというのは、例えば3年なのか1年なのかとか、そういうのはあるんですか。

大谷大学推進室長 これについては年度じゃなくて年度途中で変えられるのではないかなとは思っております。パスワードを適宜変えることは自由できますので、年度をまたいでとか何年おきということではないと認識しております。

伊場勇委員 定期的なものという内容に定める必要はないという見解ですか。

大谷大学推進室長 こちらの内容まで私は把握しておりませんが、建設部の中ではそういった認識をされていると思います。

長谷川知司委員長 今言われましたように、定期的というのも個人の解釈がそれぞれありますので、建設部の中でこの定期的という期間をいつとするか決めておくようにされると思いますし、確認しておいてください。ほかにはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、午前中に執行部から説明を受けました検証報告書について、何か追加で聞きたいことがあれば、委員の皆様からお願いします。

古豊和恵委員 10ページの問題点等の中の3番、入札についての疑義。これは落札業者が提出した工事費内訳書の内容と、市が入札時に示したと思われる仕様と異なっていると書いてありますけれども、入札時に異なった仕様なのに、この業者が落札したということなんでしょうか。

大谷大学推進室長 先ほど簡単に御説明しましたが、市が、本来、入札に掛けようと思って起案した決裁がありますが、それと、実際に落札された業者の工事内訳書の仕様等が異なっていたと。入札に参加されたほかの業者の工事費内訳書については、市が入札を掛けた仕様と同じものであって、落札した業者のみが異なる仕様書を提出されたということです。

古豊和恵委員 仕様が異なっても別に問題はないわけですか。

大谷大学推進室長 二通りの汚水処理方法がありまして、加熱式と薬液で処理する方法です。インターネット等で調べますと、大学で設置されている薬液が標準的だと伺いました。市が設計したのは加熱式の汚水処理方法ということだったんですが、実際に落札されたのは薬液の処理方法ということで、それぞれの方式においてはほかの大学でも薬液についても使われておりますので、特にそれで支障が出るということはないと考えております。

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに追加の質問が

ありましたら、どうぞ。(「なし」と呼ぶ者あり)執行部から、1から4まで概要、問題点等、それから検証結果をお聞きしました。ここで、この四つについて総括的に検証をどうするかについて、皆様からの意見があればお聞きします。執行部から別にないですか。(「ありません」と呼ぶ者あり)今回のこの山口東京理科大学薬学部校舎建設事業につきましては、市の一大事業でもあります。また、何年にもわたっております。ここでこの検証報告書を説明いただきましたが、総括的な検証報告ということで、市長から報告いただきたいと思いますがどうでしょうか。

古川副市長 山口東京理科大学の検証の総括ということで、委員長が申されましたように、平成26年からこの計画がスタートし、工事が始まりましたのは平成29年、また今の市長も平成29年4月に市長に就任して、この山口東京理科大学の公立化、薬学部の開設と大きな事業がありました。薬学部の開設は、当然、今の市政において大変大きなウエートを占めておるところです。今、委員長をはじめ、委員の皆様からは、先ほど担当部長が説明しましたことの総括、検証を、最終的に市長からという御意思と思いましたので、少し時間を頂けましたら、その辺の段取りを取らせていただきます。

長谷川知司委員長 市長の総括を聞くということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、15分ほど時間を置きまして、1時45分から再開したいと思います。それまで休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時45分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。ただいままで、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に関する検証報告書を執行部からきちんと説明していただきました。それにつきましては四つの問題点が

ありました。A棟建設工事が当初設定した工期内に完成しなかった問題、薬学部増築工事における設計業者の設計ミス等に関する問題、危険物倉庫棟建設工事に関する問題、公文書の不適切な取扱いに対する問題、これら各々の概要、問題点、検証結果を報告していただきました。ついては、これらの総括の検証ということで、やはりここでは市長の考え、また報告をお聞きしたいということで、改めてここで市長の報告を受けたいと思います。

藤田市長 皆さんこんにちは。それではただいまの委員長から御説明ございましたように、私より総括的な全体のお話をさせていただきたいと思います。本日は、担当部署から山口東京理科大学薬学部校舎建設事業で発生いたしました諸問題につきまして、これまで検証を行ってまいりました内容とその結果を御報告させていただきました。検証により、事実関係の全てを明らかにすることはできませんでしたが、このような事態を招くこととなった主な原因や問題点につきましては、御報告させていただいたとおり、把握できたと考えております。そこから、今、市が最優先に取り組むべきことは、検証から明らかになった課題を解決し、市民の市政に対する信頼を取り戻すことであり、このようなことが二度と起こらないようにすることであるとと考えております。そのためには、全庁体制で再発防止策に取り組んでいくとともに、職員一人一人が、この度のことを他人事ではなく自身のこととして捉え、公務員として、市職員としての責任と自覚、そして高いコンプライアンス意識を再認識し、業務を遂行するよう徹底してまいります。本日御報告させていただきました検証結果の最終的な判断につきましては、市政を滞らせることなく、前に向かうための措置であり、私が市長として決断いたしました。今後とも、市民に信頼される市役所、市職員となれるよう、再発防止策に全力かつ確実に取り組んでまいりますこととお約束いたしますとともに、改善策等を講じることにより、今後、このようなことが再び起こることはないものと確信しておりますが、万一同様な問題が生じた場合は、断固たる措置で臨むこととお約束いたします。改めまして、この度の検証報

告に至るまで長い時間を要したことを深くおわび申し上げます。繰り返しになりますが、今後しっかりと全庁体制で再発防止に努め、市職員全員が高いコンプライアンス意識を持てるよう、組織力を強化し、引き続き、良いチームを作ることに力を注いでまいりますので、どうか御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

長谷川知司委員長 今市長から、全体的な総括報告と決意がありました。皆様方から意見があれば、ないですか。

高松秀樹議長 今、市長が話されました。私は議会を主宰する立場から、一言申し上げたいと思います。以前も山口東京理科大学特別委員会の委員長をやっておりました。経緯はいろいろと知っているつもりです。今日、大学推進室から検証報告書を頂いて、4項までありました。全部一通り説明を受け、質疑が終わったところです。その中で思ったことは、執行部だってお分かりだと思いますけど、議会と執行部は信頼関係で成り立っていると理解しております。特に4番目の項の公文書の不適切な取扱いに関する問題に至っては、我々が審査する際において議会への説明や資料等が正当なものではないという可能性があるという事案が発生したと思っております。我々は議案をチェックし、議決を行う機関であります。議会としては甚だ遺憾であると言わざるを得ないと思っております。今後、二度とこのようなことが起こらないように、先ほどお示しの改善策を徹底していただき、職員一人一人が責任と自覚を持って、法令遵守を心掛けていただきたいと思います議長として思っております。以上です。

藤田市長 ただいま、議長からお言葉を頂戴したところでございますけれども、御指摘のとおりだと、私も同感でございます。私もこの問題に対しましては深く重く受け止めているところでございます。議会との関係性、ちゃんとした信頼関係に基づいて御審査いただけますように、今後も注意してまいりたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

長谷川知司委員長 やはり山口東京理科大学は山陽小野田市の宝ということで、若者たちが集っております。より良い大学となるように、議会も一緒になってやるという議長の言葉だと思しますので、一緒になって良い山陽小野田市を作っていくということでよろしいでしょうか。では、これで総務文教常任委員会の審査内容1、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に関する検証報告を終わります。ここで暫時休憩しまして、2時から再開します。どうもお疲れ様でした。

午後1時53分 休憩

午後2時 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。審査内容2、閉会中の調査事項について。皆様方のお手元に、閉会中の調査事項についての案があります。これについて、皆様方から意見をお聞きします。

伊場勇委員 この調査事項に追加する一つの提案として、LABVに関することということを追加するべきだと思います。

長谷川知司委員長 今、伊場委員から、LABVについて追加したいとありました。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、今のLABVを追加して、閉会中の調査事項にします。どうも皆様方、審査ありがとうございました。ここで、総務文教常任委員会を暫時休憩します。

午後2時 休憩

午後2時2分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開します。議案第34号市有財産の出資についての附帯決議について、皆様方の意見をお聞きます。遅れました。5時を過ぎましたが、委員会を継続します。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議案第34号について、御意見のある方はどうぞ。

宮本政志副委員長 それでは、提案させていただきます。まず、1、LABVプロジェクトは、商工センターを中心とする半径1キロメートル圏内にぎわい再創出を目的としている。この目的を早期に達成するため、セメント町など、エリア内の道路整備や公共交通機関の利便性向上などに市が積極的に協力すること。2、事業の推進に当たっては、市内事業者を積極的に活用することを共同事業体に申し入れるとともに、市の執行体制を充実して取り組むこと。以上です。

長谷川知司委員長 宮本副委員長から附帯決議案の提案がありました。皆様方、御意見はありませんか。

伊場勇委員 先日の自由討議において、私も含め、数名の議員の方から、公共性の担保について大きな論点となって、これをしっかりと確認するべきだというようなお話がありました。それについては、審査の中でも、定款の中に、この公共その担保の内容をしっかりと入れ込むべきだとかですね、しっかりと言質が取れましたので、先ほど副委員長が申された附帯決議の案についても、公共性の担保についても、内容が盛り込まれていると思います。加えて、今後、このLABVプロジェクトの中で市有財産の出資における公共性について、また議論のあるところはその都度しっかりと議論するべきだと思います。まずは、この附帯決議については賛成です。

笹木慶之委員 私も自由討議の中で申し上げましたが、やはりセメント町などのエリア内の、今後の市の取り組むべき事業について申し上げました。

それから、それを推進するための市の執行体制を充実するように申し上げました。さらに、最後に申し上げたのは、事業推進に当たっては市内事業者を積極的に活用するというを事業体に申し入れてほしいということでしたが、いずれも反映されておりますので、賛成です。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ただいま宮本副委員長から出ました市有財産出資についての附帯決議案を採用したいと思います。以上をもちまして総務……異議があるかないかお聞きします。（「ありません」と呼ぶ者あり）全員賛成ということで、これを附帯決議とすることに決しました。では、これをもちまして、総務文教常任委員会を終わります。どうもお疲れ様でした。

午後 2 時 6 分 散会

令和 4 年（2022 年） 3 月 2 3 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司